

今年度は 毎月第2・4土曜日を みんなで休みます。 ～あわせて4週8休を目指します。～

ミライを築け、君の手で!

魅力ある建設業の実現のため、
業務改善等の工夫で、より良い仕事が
できるような環境づくりが必要です。
休日をとれる職場環境を目指し青森県内の
公共工事を一斉にお休み*します。
皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

*災害時の緊急工事、工程上やむを得ない場合を除きます。

週休2日制普及促進DAY 令和5年度

- R6.4.1から罰則
月の時間外労働規制が適用!
- 時間外労働の上限は原則
月45時間・年360時間
- 法定労働時間
1日8時間・1週40時間

問合せ先：青森河川国道事務所 TEL：017-734-4521

国土交通省東北地方整備局青森県内事務所、農林水産省東北農政局青森県内事務所、青森県、
青森県内市町村、(一社)青森県建設業協会、青森県建設産業団体連絡協議会、青森県港湾空港建設協会